

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和4年3月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100771 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2100017 号

第 1 結論

請求者の A 社（平成 18 年 5 月 14 日以前は、「B 社」）における平成 18 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を 26 万円から 47 万円にすることが必要である。

平成 18 年 4 月から同年 6 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成 18 年 4 月から同年 6 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

請求期間について、ねんきん定期便に記載されている A 社の厚生年金保険の保険料納付額が、私が所持する、同社の給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料控除額と相違しているため、当該期間の標準報酬月額について、調査の上、訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された A 社に係る給与支給明細書から、請求者は、請求期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料を保管しておらず、確認できないため、請求者の請求どおりの報酬月額に係る届出及び保険料の納付を行ったかは不明である。」旨を回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100779 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2100018 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 12 月 31 日から昭和 63 年 1 月 1 日まで

私の B 事業所（適用事業所名称は、A 事業所）に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和 62 年 12 月 31 日と記録されている。雇用保険の離職年月日も同年 12 月 31 日であり、同日まで同事業所に在籍していたので、調査の上、喪失年月日を昭和 63 年 1 月 1 日に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、請求者は、A 事業所に昭和 61 年 4 月 3 日に雇用され、昭和 62 年 12 月 31 日に離職していることが確認できる。

しかしながら、A 事業所は、「当時の資料は残っておらず、当時の担当者も死亡しており、請求者の勤務期間並びに請求期間に係る厚生年金保険の届出状況及び保険料控除の有無については不明である。」旨を回答しており、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の届出状況及び保険料控除の有無を確認することができない。

また、A 事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、請求者と同様に月の末日で被保険者資格を喪失した者に照会したところ、回答のあった者のうち 1 名は、「退職月の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」としている上、回答のあった者で、退職月の給与明細書を保管している者はおらず、請求期間の同事業所における厚生年金保険料の控除方法等を確認することができないことから、同事業所の職員に係る厚生年金保険料控除の状況により、請求者の請求期間に係る保険料控除をうかがうこともできない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる

関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。